

令和 4 年 第 3 回 農業委員会総会

日 時 令和 4 年 3 月 25 日 (金) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 大城 真由美	2 番 山城 学
3 番 久保田 政子	4 番 百次 成仁	5 番 杉本 雄靖	6 番 山城 弘美
7 番 長嶺 安浩	8 番 宮里 良淳	9 番 玉城 正智	10 番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1 番 長嶺 栄	2 番 金城 正弘	3 番 長嶺 淳二	4 番 大城 久
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 幸地 豊	8 番 我謝 久男
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 山城 隆次	12 番 山城 満
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋健治		

【欠席委員】

山城 学 幸地 豊

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝

【議事録署名人】

3 番 農業委員 久保田 政子 4 番 農業委員 百次 成仁

【議事日程】

日程第 1 議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 11 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について
日程第 5 議案第 12 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画に
ついて

令和4年第3回 総会 議事録

事務局	これより令和4年第3回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和4年第3回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は3番農業委員の久保田政子さん、4番農業委員の百次成仁さんでお願いします。次回調査委員は、5番農業委員の杉本雄靖さん、6番農業委員の山城弘美さん、4番推進委員の大城久さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（11件） 日程第2 議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（2件） 日程第3 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（13件） 日程第4 議案第11号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（6件） 日程第4 議案第12号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（13件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番～3番は受人が同一で関連します。
会長	1番は米須の1筆で3年間の使用貸借権の設定であります。2番も米須の1筆で同じく3年間の使用貸借権の設定であります。3番も同じく米須の1筆で3年間の使用貸借権の設定であります。4番は摩文仁の1筆で売買による所有権移転であります。5番は与座の2筆で贈与による所有権移転であります。6番は束里の1筆で売買による所有権移転であります。7番は名城の1筆で贈与による所有権移転であります。8番は阿波根と北波平の各1筆で贈与による所有

委員	権移転であります。9番は宇江城と真栄平の各1筆で贈与による所有権移転であります。10番は豊原の2筆で5年間の使用貸借権の設定であります。11番は座波の1筆で売買による所有権移転であります。以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。 (時間をおいて) 質問がなければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第8号は可とします。次に議案第9号について事務局説明を。
事務局	6ページをお開き下さい。1番は北波平の1筆で農地区分は第2種農地で資材置場への転用であります。2番は米須の1筆で農地区分は第2種農地で、資材置場への転用であります。4条は以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	報告します。7ページをご覧下さい。1番の北波平について、周りを住宅や雑種地に囲まれた第2種農地であるため、資材置場への転用は問題無いものと判断しました。9ページをお開き下さい。字米須については、宅地や山林・原野に囲まれた第2種農地であるため、資材置場への転用は問題無いものと判断しました。皆さんのご意見等をお願いします。
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしくお願いします。 (時間をおいて) 質問がなければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第9号については、可とします。議案第10号について事務局説明を。
事務局	農地法第5条について、委員の方で関係人がいますので、その案件から進めたいと思います。(関係人退席後) 8番～10番を先に行います。8番は束里の1筆で農地区分は農振農用地です。贈与による所有権移転で、牛舎施設への転用であります。9番は束里の1筆で農地区分は農振農用地です。売買による所有権移転で、同じく牛舎施設への転用であります。10番も同じく束里の1筆で農地区分は農振農用地であります。売買による所有権移転で、牛舎施設への

	転用であります。以上です。
会長	先に、現地報告をお願いします。
委員	30 ページをお開き下さい。8 番から 10 番は関連しますので、一括にて報告します。字束里 604 番他 2 筆については、農振農用地区内であります。農業用施設への転用であるため、牛舎への転用は問題無いものと判断しました。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願いします。
委員	牛舎施設は農業に関することで、農振農用地内でも転用は可能なのか？
事務局	例外規定により、認められる事項が細かくあり、牛舎は農振農用地内において、農業振興として転用が認められている。
会長	他にありませんか？（時間をおいて）只今の案件について、可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	只今の 3 件については、可とします。次をお願いします。
事務局	12 ページをお願いします。1 番は小波蔵の 1 筆で売買による所有権移転で、一般住宅への転用で、農地区分は第 1 種農地であります。2 番は米須の 1 筆で農地区分は第 2 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。3 番は真栄里の 2 筆で、農地区分は第 2 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。4 番は南波平の 1 筆で農地区分は第 2 種農地で贈与による所有権移転で一般住宅への転用であります。5 番は武富の 2 筆で第 2 種農地であり、地役権の設定で進入路への転用であります。6 番は真栄里の 2 筆で第 2 種農地であり、使用貸借権の設定で一般住宅への転用であります。7 番は賀数の 1 筆で農地区分は第 2 種農地で使用貸借権の設定で一般住宅への転用であります。11 番は名城の 2 筆で賃貸借権の設定で造成緑地への転用であります。12 番は名城の 1 筆で同じく賃貸借権の設定で造成緑地への転用であります。13 番は名城の 1 筆で売買による所有権移転で、造成緑地への転用であります。以上です。

会長	現地報告をお願いします。
委員	現地を調査しましたので、報告します。1 番の小波蔵については、畑や山林等に囲まれた第 1 種農地ではありますが、不許可の例外、集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。2 番の米須については、宅地や山林・原野に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。3 番は真栄里の 2 筆については、宅地や山林・原野に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。4 番の南波平については、四方を宅地に囲まれた、第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。5 番は武富の 2 筆で、四方を宅地に囲まれた第 2 種農地であるため、進入路への転用は問題無いものと判断しました。6 番は真栄里の 2 筆で、宅地や山林に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。7 番の賀数について、宅地や山林に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。11 番から 13 番は関連しますので一括にて報告します。名城の 4 筆は第 1 種農地ではありますが、不許可の例外の施設の拡張に該当するため、造成緑地への転用は問題無いものと判断しました。以上報告しますが、皆さんのご意見等を宜しくをお願いします。
会長	只今の案件について、疑問質問があればお願いします。
委員	5 番の地役権とあるが、どういうことか？
事務局	地役権とは、登記で使われる言葉で、地上権等ありますが、当人同士がすでに地役権を結んでおり、進入路として使う権利を結んでいます。
会長	他にありませんか？(時間をおいて)なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案 10 号は可とします。次に議案第 11 号あっせん委員の指名について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 11 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、読み上げて説明。

会長	只今の案件同意としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 11 号は同意とします。次に議案第 12 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは 44 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 3-191～3-203 までを読み上げて説明。 (農政課より追加説明) 44 ページの 3-193 の所有権移転とありますが、今まで利用権設定による所有権移転はありませんでした。今回、出てきたので説明します。農地法による所有権移転と農業経営基盤強化法による所有権移転があります。農地法と違って受け手の方の要件が厳しくなります。(認定農業者やその他いろいろあります。集約等) メリットとして税控除あつせんは 800 万中間管理機構を通せば 1,500 万まで控除できる。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。 質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	他になければ、只今の案件について議案第 12 号は可とします。 以上で本日の総会を終了いたします。 議事録署名人 3 番 農業委員 久保田政子 4 番 農業委員 百次 成仁